

平成 27 年度以降の地域包括支援センターの運営について

平成 18 年度の介護保険制度の改正に伴い設置した地域包括支援センター（以下「センター」という）については、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という）の承認を得て、平成 23 年度に全圏域において公募を行い、平成 24 年度より新たにスタートしている。

平成 26 年度は委託期間の最終年度であるため、平成 27 年度以降の委託先について以下の方針で選定する。

1. 地域包括支援センターの公平・公正な運営を確保するため、全センターについて、運営法人を公募する。

<公募の理由>

- (1) 委託期間終了後、各法人への地域包括支援センター委託について、随意契約を締結することは、地方自治法施行令 167 条の 2 に規定される随意契約が可能な条件に該当しない。
- (2) 平成 24 年度から 3 年間の運営については、公募の際に現在の運営法人から提出された運営に関する趣意書により適正な運営が担保されているが、平成 27 年度以降については担保となるものがない。
- (3) 介護保険制度は計画年次に合わせて、3 年毎の見直しが行われてきたが、平成 27 年度から始まる第 6 期事業計画では、軽度者への給付の見直しなど大幅な制度改正が予定されている。

2. 地域包括支援センター運営法人の選定にあたっては、過去 3 年間の運営実績を評価する。

<評価の内容>

- (1) 地域包括支援センターは、概ね円滑に運営され、特に大きな問題は生じていない。

現在、各センターでは地域包括ケアを実現するための一手法として今回の法改正で位置づけられた地域ケア会議を開催する準備の過程で、民生委員、医療機関をはじめ地域の関係機関との協働のためのネットワークづくりを進めているところである。

平成 24 年度から平成 26 年度まで良好な運営を行い、法改正後も、今後の運営を前向きに希望する法人が応募した場合は、当該法人の実績を評価する。

- (2) 一方で、地域包括支援センターで必置である社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等について長期にわたり、欠員を出したり、二圏域を一センターで担うことが困難になるなど、運営上の課題が生じた法人もあった。

今後、より良質で安定した地域包括支援センターの運営を図るには、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 カ年度の間で、運営上課題を生じた法人が応募する場

合、選考にあたって、応分の評価を行う必要がある。

3. 委託期間は、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 カ年度（契約は単年度で、毎年度市会の予算議決が必要）とする。なお、委託期間中、各法人のセンター運営状況については、毎年度評価・総括し、問題があった場合は、運営協議会の審議を経て、契約を更新しないこともありうる。また、今回の介護保険制度の改正等により、委託業務等に大きな影響が見込まれる場合は、変更契約で対応する。
4. 公募にあたっては、選考評価委員会を設置する。選考評価委員会は、選考基準の策定及び同基準に基づいた地域包括支援センター運営法人案の選考を行う。また、委託期間中の地域包括支援センターの評価・総括を行い、市運営協議会に報告する。選考結果や評価・総括については、透明性及び公平・公正さを確保する観点から、公表する。

＊選考評価委員会委員（予定）

井上清美 神戸常磐大学保健科学部看護学科教授

松澤賢治 流通科学大学サービス産業学部サービスマネジメント学科教授

奥西栄介 福井県立大学看護福祉部社会福祉学科教授

梁英子 弁護士

石田博信 公認会計士

5. 市運営協議会は、4 で選考された地域包括支援センター運営法人案を審議する。また、委託期間中は、選考評価委員会による地域包括支援センターの評価・総括について審議する。

6. スケジュール

8 月下旬 選考評価委員会（選考基準の策定）

9 月 1 日 公募要領ネット掲載各区広報

9 月上旬 公募説明会

10 月上旬 公募受付

11 月上旬 選考評価委員会（選考）

12 月上旬 市運営協議会（地域包括支援センター運営法人の審議）

12 月中旬 応募者に結果通知

(2015 年)

3 月引継

4 月 1 日 新規法人運営開始